

医薬発第0131020号  
平成15年1月31日

各〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第5号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例

毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令（平成14年政令第406号）により、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（国際海上危険物輸送規程(IMDG Code)）に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で基準の特例を設けることとしたところであるが、今般、厚生労働省令で定めるものとは、IMDG Codeに定めるポータブルタンクを指すものとし、ポータブルタンクについては、令第40条の2第2項から第4項までの規定は適用しないものとしたものである。

なお、IMDG Codeに定める基準に適合している容器には、行政庁又はその認定した機関による容器の検査及び試験（別添3参照）を受けIMDG Codeに適合していることを示す表示板（別添4参照）が貼付されているので、監視指導を行う際には、この表示板を確認されたい。

2 電子情報処理組織による事務の取扱い

毒物劇物営業者等登録等システムに係る電子情報処理組織については、令第36

条の9において規定していたところであるが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）（以下「行政手続オンライン化法」という。）の施行に伴い、当該規定は削除されることとなっていることから、行政手続オンライン化法第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、省令で規定するものである。

### 3 施行期日

1については、平成15年2月1日から施行することとする。

2については行政手続オンライン化法の施行の日とすることとする。

### 4 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりである。